

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年10月18日

水 曜 日

第 4267 号

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援の事業の廃止 1
- 土地改良区の定款変更の認可
- 地籍調査の成果の認証 2
- 都市計画事業の認可

公 告

- 平成30年富山県准看護師試験の実施 3

告 示

富山県告示第423号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の5の24第2号の規定により公示する。

平成29年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援	平成29年6月1日	1650100132	株式会社つくし工房	富山市中沖150番地の3	つくしの家	富山市八町5274-2

富山県告示第424号

土地改良区の定款変更の認可について

外輪野用土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年10月5日認可した。

平成29年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第425号

地籍調査の成果の認証について

射水市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成29年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 調査を行った者の名称
射水市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から
平成27年3月18日まで
- 3 成果の名称
射水市（大字島）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
射水市（大字島）
- 5 認証年月日
平成29年9月27日

富山県告示第426号

都市計画事業の認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

小矢部市

2 都市計画事業の種類及び名称

小矢部都市計画道路事業

3・4・24号 寄島西中野線

3 事業地

(1) 収用の部分

富山県小矢部市西中野字砦、字道窪、字村中、字庭植、字小三味前、及び字坂東地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成29年10月18日から平成34年3月31日まで

~~~~~  
公 告  
~~~~~

平成30年富山県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）第18条の規定により、平成30年富山県准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成29年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験日

平成30年2月8日（木）

2 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、

成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

3 試験時間

午後 1 時から午後 3 時30分まで

4 試験場所

富山市大手町 1 - 2

富山国際会議場 2階 多目的会議室

5 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

平成29年12月 4 日（月）から同月 8 日（金）まで

なお、持参による場合は、受付時間を午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。郵送による場合は、平成29年12月 8 日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(2) 受験願書の提出先

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県厚生部医務課

6 その他

詳細については、富山県厚生部医務課保健看護係（電話076-444-3220）にお問い合わせること。